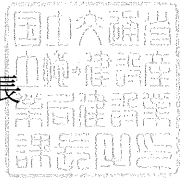




国土建第 1 1 7 号
平成 2 9 年 6 月 2 6 日

(一社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について

建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の国土交通大臣による認定については、「建設業法第 7 条第 1 号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和 4 7 年 3 月 8 日建設省告示第 3 5 1 号。以下単に「告示」という。）により行ってきたところです。

また、国土交通大臣に係る建設業許可については、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成 1 3 年 4 月 3 日国総建第 9 7 号。以下単に「ガイドライン」という。）及び「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成 1 3 年 4 月 3 日国総建第 9 7 号。以下単に「許可基準通知」という。）において、事務の取扱いを明確化してきたところです。

今般、「規制改革推進計画」（平成 2 7 年 6 月 3 0 日閣議決定）において、経営業務の管理責任者として求められる経験年数を短縮することについて検討し、結論・措置することとされました。

これを受けて、告示並びにガイドライン及び許可基準通知を改正し、平成 2 9 年 6 月 3 0 日以降の取扱いを下記のとおり定めましたので、貴職におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知をお願い致します。

記

一、経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて資金調達、技術者等配置、契約締結等の業務全般に従事した経験（補佐経験）の範囲について（告示第 1 号ロ関係）

経営業務管理責任者要件として認められる経験のひとつとして「経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて資金調達、技術者等配置、契約締結等の業務全般に従事した経験」（以下「補佐経験」という。）が位置付けられているところ、「経営業務の管理責任者に準ずる地位」について、従前の「業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者」等に加え、「組合理事、支店長、営業所長又は支配人に次ぐ職制上の地位にある者」等も認めることとする。

二. 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験について（告示第2号ロ関係）

経営業務管理責任者要件として認められる経験のひとつとして、許可を受けようとする建設業に関する「経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」（以下「執行役員等としての経営管理経験」という。）が位置付けられているところ、「許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験」も認めることとする。

また、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験については、単一の業種区分においての経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。

なお、告示第2号ロに該当するか否かの判断にあたっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類
- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程その他これに準ずる書類
- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類
- ・ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類
取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

三. 経営業務管理責任者要件として求められる経験の期間について（告示第1号ロ並びに告示第2号イ及びロ関係）

許可を受けようとする建設業に関する補佐経験（告示第1号ロ）、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験（告示第2号イ）及び許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験（告示第2号ロ）については、経営業務の管理責任者要件として求められる経験の期間を6年以上とする。

四. 3種類以上の経験の期間の合算について

(1) 許可を受けようとする建設業に関する補佐経験について（告示第1号ロ関係）

許可を受けようとする建設業に関する6年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、告示第1号ロに該当するものとする。

(2) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験について（告示第2号イ関係）

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経營業務の管理責任者としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験の期間が通算6年以上である場合も、告示第2号イに該当するものとする。

(3) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験について（告示第2号ロ関係）

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合は告示第2号ロに該当するものとする。

改正後	改正前
一 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。以下同じ。）にあつて次のいずれかの経験を有する者。ただし、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）の前におけるとび・土工事業に関するイ又はロに掲げる経験は、それぞれ解体工事業に関するイ又はロに掲げる経験とみなす。 イ（略） ロ 六年以上経営業務を補佐した経験 二 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し六年以上次のいずれかの経験を有する者 イ 経営業務の管理責任者としての経験 ロ 経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験	一 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。以下同じ。）にあつて次のいずれかの経験を有する者。ただし、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）の前におけるとび・土工事業に関するイ又はロに掲げる経験は、それぞれ解体工事業に関するイ又はロに掲げる経験とみなす。 イ（略） ロ 七年以上経営業務を補佐した経験 二 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し七年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者 （新設） （新設）

○ 建設業許可事務ガイドラインについて（平成十三年国総建第九十七号）（抄）

改正	現行
【第7条関係】 1. 経営業務の管理責任者について（第1号） (1) 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含まれるものとする。 当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。 ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 ・ 組織図その他これに準ずる書類 ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類	【第7条関係】 1. 経営業務の管理責任者について（第1号） (1) 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等については、含まれるものとする。 当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。 ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 ・ 組織図その他これに準ずる書類 ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

(2) (5) (略)

(6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号。(6)において「告示」という。)について

① 許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者に準ずる地位について

(a) 執行役員等としての経営管理経験について(告示第1号イ)

イ 「経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」(以下「執行役員等としての経営管理経験」という。)
とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

業務分掌規程その他これに準ずる書類

取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

(2) (5) (略)

(6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号。(6)において「告示」という。)について

① 許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者に準ずる地位について

(a) 執行役員等としての経営管理経験について(告示第1号イ)

イ 「経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」(以下「執行役員等としての経営管理経験」という。)
とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。

ロ 許可を受けようとする建設業に関する5年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算5年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

ハ (略)

(b) 経営業務を補佐した経験について (告示第1号ロ)

イ 経営業務を補佐した経験 (以下「補佐経験」という。)とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位 (業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者) にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。

ロ 許可を受けようとする建設業に関する6年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、本号ロに該当するものとする。

ハ 法人、個人又はその両方において6年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするものが法人であるか個人

ロ 執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

ハ (略)

(b) 経営業務を補佐した経験について (告示第1号ロ)

イ 経営業務を補佐した経験 (以下「補佐経験」という。)とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位 (法人の場合は業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者) にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。

ロ 許可を受けようとする建設業に関する7年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験又は許可を受けようとする建設業若しくはそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算7年以上である場合も、本号ロに該当するものとする。

ハ 法人、個人又はその両方において7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするものが法人であるか個人

人であるかを問わず、本号口に該当するものとする。

ニ 本号口に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号及び別紙6による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号口に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

- ・ 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類

業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

補佐経験の期間を確認するための書類

人事発令書その他これらに準ずる書類

② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経験について

(削除)

(a) 経営業務の管理責任者としての経験について (告示第2号イ)

人であるかを問わず、本号口に該当するものとする。

ニ 本号口に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号及び別紙6による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号口に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

- ・ 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類

業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

補佐経験の期間を確認するための書類

人事発令書その他これらに準ずる書類

② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務管理責任者としての経験について (告示第2号)

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する7年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分において7年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。また、許可を受けようとする建設業とそれ以外の建設業に関して通算7年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する場合も本号に該当する。

(新設)

イ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験の期間が通算6年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

ロ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分において6年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。

(b)

執行役員等としての経営管理経験について（告示第2号ロ）

イ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、本号ロに該当する者とする。

ロ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の執行役員等としての経験については、単一の業種区分において6年以上の経験を有することを要するものではない。

（新設）

なく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。

ハ 本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号および別紙6による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

- ・ 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

- ・ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するた

めの書類

取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

○ 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について（平成十三年国総建第九十九号）（抄）

改正	現行
第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準 地方整備局長等は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第1から第5までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない（法第7条及び第8条関係）。 （経営業務の管理責任者） 第1 申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその支配人のうち一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。 1 （略） （削除） 2 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。以下同じ。）にあって次のいずれかの経験を有する者	第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準 地方整備局長等は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第1から第5までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない（法第7条及び第8条関係）。 （経営業務の管理責任者） 第1 申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその支配人のうち一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。 1 （略） 2 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者 3 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあって次のいずれかの経験を有する者

(1) (略)

(2) 6年以上経営業務を補佐した経験

3 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し6年以上次のいずれかの経験を有する者

(1) 経営業務の管理責任者としての経験

(2) 経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から経営業務の執行に関して具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験

4 国土交通大臣が1から3までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

(注1) 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいう。

「取締役」とは、株式会社の取締役をいう。

「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。

「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等をいう。当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

(1) (略)

(2) 7年以上経営業務を補佐した経験

(新設)

4 国土交通大臣が1から3までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

(注1) 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいう。

「取締役」とは、株式会社の取締役をいう。

「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。

「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等をいう。当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

(注2) (注4) (略)

(注5) 「経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役

会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」(以下「執行役員等としての経営管理経験」という。)とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

許可を受けようとする建設業に関する5年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験と、許可を

組織図その他これに準ずる書類

・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

(注2) (注4) (略)

(注5) 「経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役

会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」(以下「執行役員等としての経営管理経験」という。)とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。

執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験と、

受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算5年以上である場合も、2(1)に該当するものとする。

2(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が2(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

- ・ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類

許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、3(1)に該当するものとする。

3(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

- ・ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類

過去5年間に於ける請負契約の締結その他の法人の経営業務に関する決裁書その他これに準ずる書類

(注6)

「経営業務を補佐した経験」(以下「補佐経験」という。)

とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあつて、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。

許可を受けようとする建設業に関する6年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、2(2)に該当するものとする。

法人、個人又はその両方において6年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、2(2)に該当するものとする。

2(2)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が2(2)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

過去5年間に於ける請負契約の締結その他の法人の経営業務に関する決裁書その他これに準ずる書類

(注6)

「経営業務を補佐した経験」(以下「補佐経験」という。)

とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位(法人の場合は業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者)にあつて、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。

許可を受けようとする建設業に関する7年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験又は許可を受けようとする建設業若しくはそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算7年以上である場合も、3(2)に該当するものとする。

法人、個人又はその両方において7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、3(2)に該当するものとする。

3(2)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(2)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

・被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当す

・ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類

・ 組織図その他これに準ずる書類

・ 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類

・ 業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

・ 補佐経験の期間を確認するための書類

・ 人事発令書その他これらに準ずる書類

(注7)

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経営業務管理責任者としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験の期間が通算6年以上である場合も、3(1)に該当する。

(注8)

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の執行役員等としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年

ることを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類

・ 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類

・ 業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

・ 補佐経験の期間を確認するための書類

・ 人事発令書その他これらに準ずる書類

(新設)

(新設)

以上である場合も3(2)に該当する。

3(2)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(2)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類

- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

- ・ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類

(注9)

取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類
許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以

(新設)

(注10)

(略)

上の経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験については、単一の業種区分において6年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。

(注7)

(略)